

## 高崎市市有林における「浦安市民水源の森」設置に関する協定書

群馬県高崎市倉渕町は江戸川の最上流に位置し、その面積 127 平方キロメートルの約 90 パーセントを森林に覆われた、自然豊かな江戸川の水源地を担う地域である。

一方、千葉県浦安市は江戸川の最下流に位置し、その水を生活用水の一部として活用している市である。

千葉県浦安市(以下「甲」という。)と群馬県高崎市(以下「乙」という。)とは、乙市有林内に「浦安市民水源の森」を設置し、森林整備や森林自然体験等の多様な活動の拠点として活用していくことを目的に、本協定書を締結する。

(協定の目的)

第 1 条 この協定は、甲乙相互の連携と協力により森林整備や森林自然体験等の活動(以下「活動」という。)が円滑に実施されることを目的とし、甲及び乙は、いずれも信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

(活動の場所)

第 2 条 乙は、乙市有林(高崎市倉渕町川浦 27 番地先)の一部を活動の場として甲に提供し、その区域を「浦安市民水源の森」とする。

(活動の範囲)

第 3 条 甲の活動については、乙の森林整備計画に従い、その範囲内で実施するものとする。

(活動計画等の報告)

第 4 条 甲は、乙に対して毎年度、活動計画書及び実績報告書を提出するものとする。

(法令等の遵守)

第 5 条 甲は、活動の実施に当たり、乙市有林に係る関係法令、条例、規則等を遵守するものとする。

(活動経費の負担)

第 6 条 活動の実施に要する経費については、甲が負担するものとする。

(立木竹等の権利権限)

第 7 条 活動によって発生する立木竹等に係る権利権限は、全て乙に帰属するものとする。

(損害賠償)

第 8 条 甲の責に帰すべき事由により、立木竹その他乙の財産に損害が生じた場合には、甲はその損害を賠償するものとする。

(事故等の責任)

第 9 条 甲は、活動に当たって参加市民の安全を確保し、万一事故が発生した場合には全ての責任を負うものとする。

(山火事の防止)

第 10 条 甲は、活動の参加市民に対して注意を呼びかけ、山火事の防止に万全を期するものとする。

(活動への協力)

第 11 条 乙は、甲の活動の円滑な実施を図るため、必要な助言協力を行うものとする。

(協定の破棄)

第 12 条 甲又は乙は、次に掲げる場合に協定を破棄することができるものとする。

(1) 協定に違反する行為があった場合

(2) 活動の実施見込みがない場合又は活動の実施に著しい支障が生じたと認められる場合

(3) 活動区域の全部又は一部を公共用又は公益事業の用に供する必要が生じた場合

(協定の期間)

第 13 条 この協定の期間は、締結の日から平成 33 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間が満了する日の 3 月前までにいずれからも申出がないときは、更に 5 年間延長し、以降も同様とする。

(協定終了後の措置)

第 14 条 前 2 条の規定に基づき協定が終了した場合、甲は第 2 条に定める「浦安市民水源の森」の使用を直ちに止めるものとする。

(その他)

第 15 条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙双方署名の上各自その 1 通を保有する。

平成 28 年 2 月 4 日

甲 千葉県浦安市猫実一丁目 1 番 1 号

浦安市

浦安市長 (松崎 秀樹 署名)

乙 群馬県高崎市高松町 3 5 番地 1

高崎市

高崎市長 (富岡 賢治 署名)